

令和3年度豊島区介護サービス事業者等に関する 指導実施方針・実施計画

1 指導実施方針

介護保険における指導監督については、平成18年4月に施行された改正介護保険法において、「指導」と「監査」が明確に区分された。

これを受けて「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日付老発1023001号老健局長通知。以下、「指導監査指針」という。）においても、「指導」と「監査」の役割を明確に区分したため、本区においても平成19年度以降は、これらの指導監査指針に基づき、「指導」と「監査」を適切に活用し、介護保険制度のより適切な運営の確保に努力してきたところである。

平成19年2月には、厚生労働省より実地指導に関する詳細な「介護保険施設等実地指導マニュアル」が示された。また、高齢者虐待防止や身体拘束禁止を目的とする「運営指導」と、介護報酬基準の遵守を目的とする「報酬請求指導」であり、事業者チェック中心の指導から利用者サービスの質の向上を目指す指導に主眼が変更されているが、本区においては「指導監査指針」を基に継続的に実地指導を実施してきた。

平成30年3月28日に「指導監査指針」が改正され、令和元年5月には、厚生労働省より「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」が示された。令和3年度においてもそれらの内容に沿った実地指導を継続する。

なお、実施にあたっては、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、制度管理・介護給付サービスの適正化とより良いケアの実現に向けて介護サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図る。

2 実地指導における重点項目

(1) 人員基準

人員基準に定める職員の資格および員数を満たしているか。

(2) 運営基準

① 全サービス共通

- ア 管理者は事業所の管理や従業者等への指揮命令を適切に行っているか。
- イ 事業所の従業者等に係る記録が適切に整備されているか。
- ウ アセスメントやモニタリングを適切に実施し、その記録を残しているか。
- エ 高齢者虐待の防止に向けた取り組みがなされているか。

② 指定居宅介護支援事業所

- ア 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、「利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること」等につき十分説明を行い、文書を交付し、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ているか。
- イ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該

指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等」等につき十分説明を行い、文書を交付し、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ているか。

- ウ 利用者の解決すべき課題の把握並びに課題分析が十分になされているか。
- エ 医療サービスを位置付ける際に主治の医師等と適切な連携を図っているか。
- オ 生活援助中心型の指定訪問介護を位置付けた際に必要性を確認しているか。
- カ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売を位置付ける際に利用の妥当性の検討及び必要な理由の記載等の業務を適切に行っているか。

- ③ 指定地域密着型サービス事業所及び指定居宅サービス事業所
 - ア 居宅サービス計画に基づいたサービスが提供されているか。

- ④ 指定福祉用具貸与事業所及び指定特定福祉用具販売事業所
 - ア 介護支援専門員に対し個別サービス計画を交付しているか。

(3) 介護報酬関係

介護報酬算定に関する告示を適切に理解した上で、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

(4) 前回の実地指導の経過

前回の実地指導時に改善報告がある場合は、その事項が改善されているか。

3 指導実施計画

(1) 対象事業者等

① 集団指導

以下の指定介護サービス事業者等を対象とする。

- ・指定居宅介護支援事業者
- ・指定居宅サービス事業者（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売）
- ・指定地域密着型サービス事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護）
- ・その他集団指導を実施すべき事情が発生したサービス事業者等

② 実地指導

以下の指定介護サービス事業者等を対象とする。

- ・指定居宅介護支援事業者
- ・指定居宅サービス事業者（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売）
- ・指定地域密着型サービス事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護）
- ・介護保険施設（指定介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設）

・その他実地指導を実施すべき事情が発生したサービス事業者等
なお、より重点的かつ効率的に実地指導を行うため、以下の基準に基づき選定し実施する。

ア 前回の指導から一定の期間が経過した事業所

イ 開設後、未実施の事業所

ウ 過去の実地指導において、指摘事項の改善が図られていない事業所

エ 苦情等が多く寄せられている事業所

(2) 指導形態等

① 集団指導

ア 実施方法

講習等の方法で行う。実施後、ケア倶楽部に使用した資料を掲載し、必要な情報提供に努める。

イ 実施単位

サービス種別ごとを単位として実施する。

ウ 実施通知

「豊島区介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱」（平成 25 年 4 月 1 日保健福祉部長決定）（以下、「要綱」という。）第 8 条(1)の規定に基づき通知する。通知方法は、ケア倶楽部への掲載、FAX 等による通知を基本とするが、緊急を要する場合等（早急な伝達を必要とするものなど）は、電話等により通知することも可能とする。

② 実地指導

ア 実施方法

対象事業者より事前に資料提出を求めて確認の上、当該事業所に赴き、実地において実施する。また、必要に応じ、事業所の関係者等呼び出し執務室内において実施する。事前に提出を求める書類は、区が作成する「サービス種別自己点検表」の他、「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」に従い必要最低限とする。

イ 実施単位

指定事業所を単位として実施する。

ウ 指導体制

原則として、2名以上の指導班を編成して実施する。また、指導の一部については、介護保険法第 24 条の 2 に定める指定市町村事務受託法人に書類確認等の事務を委託する。

エ 実施通知

要綱第 8 条(2)の規定に基づき通知する。通知方法は、文書による通知を基本とするが、緊急を要する場合等（苦情、内部告発等早急に実地指導を行った方がよい場合など）には、電話等により通知することも可能とする。

オ 指導日程及び対象

「実地指導実施日一覧・予定表」により、別途定める。ただし、東京都実地検査同行等やむを得ない事情により、日程変更が行われる場合もある。

日程変更については、原則として事業所の都合による変更は認めないものとする。ただし、事業所の大きなイベント、管理者等実地指導参加関係者の冠婚葬祭等や

むを得ない理由と判断したものは、指定市町村事務受託法人との日程調整も含め保険者が決めるものとする。東京都及び他区市町村との合同実地指導等、保険者側のやむを得ない理由によるものは、双方で日程調整を行うものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、区内での感染症発生状況や事業者の感染症への対応状況等を踏まえ、状況によっては時期を延期することも検討する。

カ 確認項目

「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」を基本とし、原則として標準確認文書を基に標準確認項目についてのみ確認を行う。ただし、要綱第13条に定める監査の対象と認められた場合は、この限りでない。

キ 監査への変更

実地指導中に要綱第10条に定める以下の状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

- ・ 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断したとき
- ・ 報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合